

加工施設再編等緊急対策事業 実施要領の制定について

27 生産第 2399 号
27 政統第 503 号
平成 28 年 1 月 20 日
農林水産省生産局長
農林水産省政策統括官 通知

制 定 平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生産第 2399 号、27 政統第 503 号

最終改正 令和 6 年 12 月 17 日付け 6 農産第 3545 号、6 畜産第 2552 号

加工施設再編等緊急対策事業については、先に加工施設再編等緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 9 日付け 4 農産第 3536 号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、別紙のとおり加工施設再編等緊急対策事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき適切な指導を願いたい。

加工施設再編等緊急対策事業実施要領

制 定 最終改正 令和 6 年12月17日付け 6 農産第3545号、 6 畜産第2552号
農林水産省農産局長、畜産局長通知

第 1 趣 旨

加工施設再編等緊急対策事業の実施については、加工施設再編等緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和 4 年12月 9 日付け 4 農産第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業内容

本事業は、次に定めるとおり、製粉工場等再編合理化事業、精製糖工場等再編合理化事業、乳業工場機能強化事業及びばれいしょでん粉工場等再編合理化事業により構成され、各事業ごとの取組内容、事業実施主体等は、別記 1 から別記 4 までに定めるとおりとする。

- 1 製粉工場等再編合理化事業
別記 1 に定めるとおりとする。
- 2 精製糖工場等再編合理化事業
別記 2 に定めるとおりとする。
- 3 乳業工場機能強化事業
別記 3 に定めるとおりとする。
- 4 ばれいしょでん粉工場等再編合理化事業
別記 4 に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、平成28年 1 月20日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成30年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の加工施設再編等緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成31年 2 月 7 日から施行する。

- 2 この通知による改正前の加工施設再編等緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和2年1月31日から施行する。
- 2 この通知による改正前の加工施設再編等緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和3年1月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の加工施設再編等緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和3年12月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の加工施設再編等緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和4年12月9日から施行する。
- 2 この通知による改正前の加工施設再編等緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年12月17日から施行する。
- 2 この通知による改正前の加工施設再編等緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。